



健康保険・年金



国民健康保険

問 本2階 国保年金課 国保年金係 ☎0287-23-8857

▶ 国民健康保険について

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を守る大切な制度です。長い人生の中で、いつ、どこで大きな事故や病気に見舞われるか予測できません。そのようなときのために、日頃から収入に応じて、お金(税金)を出し合い、皆さんで助け合うことを目的とした制度が、国民健康保険です。

▶ 国民健康保険に加入するとき

他の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人以外のすべての人は、お住まいの市区町村(※1)の国民健康保険に加入することが法律で義務づけられています。

国民健康保険に加入する場合は、手続きに必要なものをご持参のうえ、14日以内に市民課、国保年金課国保年金係または湯津上支所総合窓口課、黒羽支所総合窓口課において国保加入の届出をしてください。

(※1)他の市区町村に転出される場合でも、修学のため、または病院等に入院、入所等による場合には、引き続き大田原市の国民健康保険に加入となる場合があります。手続きに必要なもの等詳細はお問い合わせください。

必要なもの

他の市町村から転入したとき	転出証明書、身分証明書
職場の健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書、身分証明書
子どもが生まれたとき	保険証、親子健康手帳(母子手帳)、身分証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、身分証明書

※身分証明書となるもの
運転免許証、マイナンバーカード・パスポート等官公署が発行した顔写真付きの証明書

▶ 国民健康保険をやめるとき

国民健康保険をやめる場合は、手続きに必要なものをご持参のうえ、14日以内に市民課、国保年金課国保年金係または湯津上支所総合窓口課、黒羽支所総合窓口課において国保脱退の届出をしてください。

また、使わなくなった国民健康保険被保険者証(保険証)は、届出のとき、必ず返還してください。

必要なもの

他の市町村へ転出するとき	保険証、身分証明書
就職等で、職場の健康保険に入ったとき	国保の保険証、職場の健康保険の保険証、身分証明書
職場の健康保険の扶養家族になったとき	国保の保険証、職場の健康保険の保険証、身分証明書
死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、身分証明書
生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書、身分証明書

※身分証明書となるもの
運転免許証、マイナンバーカード・パスポート等官公署が発行した顔写真付きの証明書

▶ 保険証の再交付・学生用の保険証の交付

保険証をなくしたり、破損した場合は、保険証の再交付を受けることができます。申請は、国保年金課国保年金係または湯津上支所総合窓口課、黒羽支所総合窓口課の窓口に印鑑を持参して申請してください。

再交付される保険証は後日、自宅宛に郵送されます(同一世帯の方の申請で本人の確認ができれば当日交付されます)。

必要なもの

紛失、破損、盗難等により再交付	身分証明書
学生用の保険証の交付(住民票の異動が伴う場合)	保険証、在学証明書、身分証明書

※身分証明書となるもの
運転免許証、マイナンバーカード・パスポート等官公署が発行した顔写真付きの証明書

国民健康保険の支給・助成制度等

問 本2階 国保年金課 国保年金係 ☎0287-23-8857

▶ 療養費の支給

旅行中等、被保険者証を持参せず診療を受けたときや、医師の指示ではり、きゅう、マッサージ等の施術を受けたとき、コルセット等の補装具を作った場合に支給します。

▶ 高額療養費

病院に入院した場合等、高額な医療費が続くと家計に過重な負担になります。その負担を軽減するため、一定額を超えた分を支給します。

▶ 出産育児一時金

加入されている方が出産した場合、出産費用の一時金として50万円(産科医療補償制度を利用しない場合は48万8千円)が支給されます。▶詳しくは59ページへ

▶ 葬祭費

加入されていた方が死亡した場合、喪主の方に5万円が支給されます。

必要なもの

- 死亡した方の保険証
- 喪主の方の預金通帳
- 会葬礼状等喪主の確認ができるもの
- 運転免許証等窓口にきた方の身分証明書

▶ 移送費の支給

医師の指示があり、緊急の移送が必要と認められたときに、申請により最も経済的な経路・方法での実費が支給されます。ただし、保険者が必要と認めた場合に限りです。

▶ 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が定める特定疾病(血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全)の場合は、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関の窓口に提示すれば前年度の所得によって自己負担限度額は1か月1医療機関につき1万円または2万円までとなります。

▶ 市民税非課税世帯の入院時の食事負担額の減額

入院中の食事代については、申請により標準負担減額認定証の交付を受けることで、下表のとおり食事負担額の軽減が受けられます。

一般世帯(参考)		1食460円
市民税非課税世帯の人・70歳以上の低所得者Ⅱの人	・90日までの入院(過去12か月の入院日数)	1食210円
	・90日を超える入院(過去12か月の入院日数)	1食160円
70歳以上の低所得者Ⅰの人		1食100円

▶ 第三者行為による被害届

第三者行為(交通事故、暴行、犬の咬傷等)で被害を受け、国民健康保険および後期高齢者医療制度で治療する場合は、至急国保年金課国保年金係、湯津上支所総合窓口課、黒羽支所総合窓口課のいずれかに第三者行為届出書を提出してください。

※社会保険や共済に関しては、勤務先にお問い合わせください。

人間ドック・脳ドック検診

問 本2階 国保年金課 国保年金係 ☎0287-23-8857

市では、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療の推進と健康の保持増進等を目的として、国民健康保険被保険者および後期高齢者医療被保険者を対象に人間ドック・脳ドック検診を検診機関に委託して行っています。

また、手軽に受診できるように検診費用の一部を助成しておりますので、ぜひ受診してください。

▶ 対象となる方

- 市の国民健康保険に加入している74歳までの方で、国民健康保険税に滞納がない世帯の方
- 市内に住所がある後期高齢者医療に加入している方で、後期高齢者医療保険料に滞納がない方
- 市が行う集団健診や医療機関で基本健診を受けていない、または、受ける予定のない方
- 検査結果を市に提供することに同意する方

▶ 検診機関および料金

費用額は、市と各検診機関とで交わした契約額となっております。

実際には費用額から補助金額を差し引いた自己負担額を検診機関の窓口でお支払いいただくこととなります(ただし、オプションの料金は含まれません)。

検診機関および人間ドック・脳ドック料金表は市ホームページをご参照ください。

▶ 申込方法

申し込みは、国保年金課国保年金係または湯津上支所総合窓口課、黒羽支所総合窓口課で行えます。

- お持ちいただくもの 保険証と身分証明書
- 受付が済んだ方には、利用許可書と特定健康診査受診券(40歳以上の方)を交付します。
- 受診日は、希望する検診機関で事前に予約していただく申し込みがスムーズです。
- 申し込みは、年度内1回となります。

検診機関の仮予約について

- 希望する検診機関に直接電話または来院し、受診日を押さえておくことができます。ただし、検診機関によっては仮予約を受付けない場合もあります。
- 仮予約だけでは助成の対象になりませんので、受診前に必ず市役所で申請をしてください。
- 新年度の仮予約は、検診機関によっては3月頃からできますが、市役所での申請は4月になってから受け付けます。

▶ 検診当日にお持ちいただくもの

- 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- 人間ドック・脳ドック利用許可書
- 特定健康診査受診券(40歳以上の方)

なお、検診日に国民健康保険の資格を喪失している場合(後期高齢者医療保険への移行を除く)は助成の対象外となります。

助成対象外の状態を検診を受けた場合、費用全額を自己負担していただくこととなりますのでご注意ください。

後期高齢者医療制度

問 本2階 国保年金課 国保年金係 ☎0287-23-8857

75歳以上のすべての方(生活保護を受けている方は除く)と、65歳以上で一定の障がいがあり制度に加入するために届け出を行った方は、「後期高齢者医療制度」によって診療を受けることになります。

75歳に達する方へは誕生日の前日までに後期高齢者医療被保険者証を郵送いたします。医療機関にかかる際には、この保険証を窓口で提示してください。

なお、会社等に勤めていた方が75歳になった場合、扶養されていた方は保険の変更が必要となります。国民健康保険に加入する場合は国保年金課国保年金係に届け出をしてください。

後期高齢者医療保険料

問 本2階 国保年金課 賦課係 ☎0287-23-1120

保険料の計算

保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計した額になります。所得の低い方は、均等割額が軽減される場合があります。

保険料の納め方

保険料の納め方は、年金から天引きで納める特別徴収と、送付される納付書または口座振替で納める普通徴収の2種類があります。

国民年金

問 本2階 国保年金課 国保年金係 ☎0287-23-8857

▶ 国民年金の種別

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、必ず何らかの年金制度に加入します。厚生年金に加入している人も国民年金に加入していることとなります。

加入者(被保険者)には、次の3種類があります。

第1号被保険者

自営業者、農業者、学生、アルバイト、無職等の方で20歳以上60歳未満の方が該当します。

保険料は、国(日本年金機構)から送られてくる納付書で毎月定額の保険料を納めます。(口座振替もあります。)

また、希望により、付加保険料(月額400円)を納めることもできます。

会社等を退職し厚生年金や共済組合等の資格を喪失したとき(本人と配偶者)に、本庁・各支所へ届け出ます。

第2号被保険者

厚生年金保険の加入者、共済組合等の組合員等の方が該当します。会社等が加入の手続きをし、保険料は給料から天引きされます。

第3号被保険者

厚生年金保険の加入者や共済組合員等に扶養されている配偶者の方が該当します。保険料は第2号被保険者の加入する厚生年金や共済組合が制度全体として負担するしくみになっていますので、自分で納付する必要はありません。

※厚生年金・共済組合に関しては、勤務先または年金事務所にお問い合わせください。

▶ 免除・納付猶予制度

学生、自由業、自営業等の第1号被保険者の方は、自分で保険料を納めなければなりません。思いがけない病気やケガ、失業、営業不振等の理由で納められないときは、国民年金の窓口へご相談ください。

- 学生には学生納付特例制度があります。学生本人の所得により支払いが猶予される制度です。(毎年申請が必要)
- 50歳未満の方には、納付猶予制度があります。本人とその配偶者の所得により支払が猶予される制度です。
- 免除制度には全額免除と、一部免除があります。

保険料の免除を受けると、免除を受けた期間は、年金を受けるのに必要な期間として計算されますが、将来の年金額は少なくなります。

また、免除・猶予を受けると、保険料を納めることができるようになった時、免除された期間の保険料を10年前にさかのぼって納めることもできます(3年目以降は加算あり)。

免除・納付猶予の申請をしないで未納のままにしておきますと、年金が受けられないこともあります。忘れずに手続きをしてください。

申請手続きは、毎年必要ですが、全額免除および納付猶予に限って、初回申請時に、次周期以降も免除要件に該当すれば免除を申請する旨、あらかじめ申し出ておくことにより、毎年度の申請書の提出が不要となります。(継続申請)

免除の期間は7月から翌年6月までとなっています。

▶ 産前産後期間の免除制度

第1号被保険者が出産された際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

- 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます。)

- 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方が対象となります。届出に期限はありません。
- 申請書は出産予定日の6か月前から提出可能です。母子健康手帳等、出産予定日を明らかにできる資料をお持ちください。

※ 産前産後免除を受けると、免除を受けた期間は満額の保険料を納めたことと同様に処理されます。産前産後免除が承認になることによって将来の年金額が減額されるということはありません。

※ 出産予定日であらかじめ申請をしていたにもかかわらず実際の出産日で手続きをしたほうが有利になるといった場合には、承認期間変更の届出も受け付けておりますので国民年金窓口にご相談ください。

▶ 年金生活者支援給付金制度

公的年金等の収入金額や所得が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給する年金生活者支援給付金制度です。

【老齢年金生活者支援給付金】

- (1) 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- (2) 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
- (3) 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が881,200円以下であること

【障害・遺族基礎年金生活者支援給付金】

- (1) 障害・遺族基礎年金の受給者であること
- (2) 前年の所得が4,721,000円以下であること
 - ・障害・遺族基礎年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
 - ・扶養親族の数に応じて所得制限額は増額します。

HOSPITAL NOTE

受診する前に何を話すかまとめておきましょう

記入日 年 月 日 名 前 生年月日
血液型 身長 cm 体重 kg

症状説明チェック表

伝えること	内容
どんな症状があるか?	
その症状はいつ頃から現れたか?	
いつどんな時に症状が出やすいか?	
現在、服用中の薬があれば、 具体的な名前と量	
過去にかかった事のある大きな 病気や、受けた事のある手術	
家族関係や世帯状況	
本人が困っている事	
家族が困っている事	
その他伝えておきたい事など	